

【出産育児一時金 添付書類】

出産費用の支払方法	添付書類
直接支払制度を利用する場合	医療機関が発行した「出産（分娩）費用の明細付き領収書」（写し） （次の2点が確認できるもの） ・「産科医療保障制度加入機関」の記載、またはスタンプの押印 ・妊婦合計負担額の記載）
窓口で出産費を全額支払った場合	1.出産育児一時金・出産育児付加金請求書の「医師・助産師が証明する欄」に記載があること。 2.医療機関等との合意文書の写し（直接支払制度を 利用しない 旨、及び請求先の保険者が当組合である旨を記載したもの） 3.医療機関が発行した「出産（分娩）費用の明細付き領収書」（写し） （次の2点が確認できるもの） ・「産科医療保障制度加入機関」の記載、またはスタンプの押印 ・妊婦合計負担額の記載）
海外で出産した場合	1.医療機関または公的機関から発行された「出生証明書」 外国語で作成されている場合は、翻訳文（翻訳者の氏名、住所記載のもの） ※死産の場合は、医師・助産師による証明を受けてください。 妊娠〇週〇日、の記載が必要です。 2.渡航事実が確認できる書類 （パスポート、査証（ビザ）、航空券等の写し）

注意事項

- ・当組合に1年以上加入している女子被保険者の、当組合資格喪失後6ヶ月以内分娩による請求については、付加給付の支給はありません。
- ・健康保険の給付を受ける権利は、2年で時効となります。（出産日の翌日から2年）